

第89号議案

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第5のアの医療職給料表(1)の表備考及び別表第5のウの医療職給料表(3)の表備考中「保健所」の次に「、診療所」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 診療所業務従事手当

第25条第1項第2号中「保健所」の次に「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所」を加える。

第27条第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員 90,000円

第28条を次のように改める。

(診療所業務従事手当)

第28条 診療所業務従事手当は、島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員が島根あさひ社会復帰促進センターの被収容者と接して行う診療又は看護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 医師である職員 2,760円

(2) 看護師である職員 920円

第39条第4項の表に次の1号を加える。

7	防疫作業等従事手当（第17条第1項第1号に係るものに限る。） 診療所業務従事手当
---	---

第39条に次の1項を加える。

- 5 給与条例第7条の規定により給料月額調整額の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で定めるものに対しては、同規則で定める特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。